

## 施策 の 紹介

# 全国子どもプラン（緊急三か年戦略）主要事業

66ページから71ページで紹介した「全国子どもプラン（緊急三か年戦略）」の各事業のうち、主なものを解説します。

## 衛星通信を利用した「子ども放送局」推進事業

### 趣旨及び背景

平成十四年度より開始される学校週五日制の完全実施への対応事業として、文部省では全国の子どもたちの心に直接語りかける「子ども放送局」を平成十一年度より開設することとなりました。

図書館、学校などの受信先の子どもたちに子ども向けの番組を提供します。

**具体的内容**

第一線で活躍するスポーツ選手が目標に向かって努力することの大切さを語ったり、鹿児島県の内之浦の宇宙科学研究所の技術者が宇宙開発にかける夢を語ったりす

る番組、さらには、優れた技能をもつ職人など社会を支える人々がものを造る喜びを教える番組や、品種改良で優れた実績を持つ農家の方々にその苦労話を聞くなどの番組が考えられます。「子ども放送局」ではこれらの番組を通して、子どもたちに「生きる喜び」「友情の大切さ」「科学技術への夢」

「モノづくりの大切さ」「ルールを守ることの大切さ」などを伝えていきたいと考えています。

また、「子ども放送局」では、科学技術庁が運営する「サイエンスチャンネル」の番組や、他省庁の青少年向け広報ビデオなども番組として積極的に提供していきたいと考えています。



## 「様々な活動の情報を提供」子どもセンター」の全国展開

### 趣旨及び背景

第十六期中央教育審議会では、「親が子どもの体験活動に関する様々な情報を簡単に入手できるよう、学校外活動に関する情報提供システムを一層工夫・改善していく必要がある」と指摘しています。

### 例えば、

「学校が休みの今度の土曜日に、子どもにいろいろな自然体験や環境学習をさせたい」

「週末に親子でボランティア活動をしたい」

など、学校が休みとなる土曜日に、

子どもたちにいろいろな体験をさせたいと考える大人は少なくありません。

しかし、どこでこういったプログラムに関する情報を得ることができるかが分からないまま、時機を逸してしまう場合も多いのが現状です。

そこで、地域の子どもの体験活動機会や家庭教育支援に関する情報収集、情報提供、相談紹介を行う事業を行政と民間が協力して行う組織として「子どもセンター」を全国の市・郡単位に一千か所程度つくられることを目指すことと

しています（平成十一年度は三百六十五地域に設置予定）。

### 具体的内容

子どもセンター協議会と設置場所

P T A関係者、青少年・スポーツ団体関係者、子育てグループの代表者、行政関係者、その他関係機関団体（郵便局、J A、J C）など、幅広いメンバーで協議会をつくり、公民館、図書館などの社会教育施設、学校の余裕教室、コミュニティセンターなどの一室で活動します。

子どもセンターの活動は、ボランティアによる運営が基本であり、地域の子どもの自然体験や子育てサークルなどに関する以下のような活動を行います。

- ・民間も含めた様々な関係機関や地域の関係者から情報を収集
- ・年四回程度、情報誌を作成して情報提供。情報誌は、郵便局やチェーンストア、コンビニエンスストアなど、子どもや親が身近に、手に入れやすい場所に置く
- ・指導者、ボランティアの団体や活動などの相談紹介

## 「子どもの水辺」再発見プロジェクト（建設省・環境庁と連携）

### 趣旨及び背景

「子どもたちの遊びやすい河川をつくる」を合言葉に、「川に学ぶ」体験を推奨する観点から、河川部局・教育委員会・環境部局が連携して、水辺を調査した

上で、「子どもの水辺」として選定登録などを行い、子どもたちの遊びや体験活動の場として河川の利用を促進することにより、地域での子どもの体験活動の場や機

会の充実を図るための事業が「子どもの水辺」再発見プロジェクトです。

学校週五日制が完全に実施される平成十四年度までに、全国で約五千か所の登録を目指しています。

### 具体的内容

- (1)子どもの水辺協議会協議会の構成

このプロジェクトを推進するために、河川管理者、教育委員会関係者、環境部局関係者、青少年団

体関係者、都道府県関係者、市区

町村関係者、市民などの中から構

成される「子どもの水辺協議会」

(仮称)を結成します。

事務局

事務局は、関係者の協力を得て、

河川管理者側に設置します。

協議会の役割

「子どもの水辺協議会」で河川の流域を共同調査し、選定し

ます。

で選定した地域を「子どもの水辺」として地方建設局に登録

申請します。

申請します。

(2)「子どもの水辺」の利用の促進

各省庁の役割

建設省

建設省では、「子どもの水辺」を整備するとともに、掲示板の設置や広報資料を作成し、配布し

ます。

文部省

文部省では、「全国子どもプラン」の施策の一環として、子ども

の遊び・自然体験の場などに関する情報の一つとして、市民や子どもたちへの情報提供に努めます。

環境庁

環境庁では、「子どもエコクラブ」などを通じて、情報提供に努

めてます。

「子どもの水辺」の整備

前述の水辺協議会で選定した水

辺について、ハード面の整備を行う場合には、可能な限り現状の水

辺を利用したものと異なるよう配慮し、建設省所管事業などの事業制

度(水辺の楽校プロジェクトなど)を活用し、重点的に整備を実施し

ます。

## 自然保護を体験する「子どもパークレンジャー」事業(環境庁と連携)

趣旨及び背景

「週末の休みなどを利用して、国立公園管理官(パークレンジャー)の仕事

の仕事を体験しよう!」文部省は、環境庁との共同事業として、

週末の土曜日、日曜日や夏休みなどの学校休業日を利用して、子ども

たちが国立公園管理官の仕事を手伝う「子どもパークレンジャー」

事業を始めます。同事業は、近年、

自然への関心が高まり、自然とのふれあいや自然環境保全活動への

参加などに対する社会的要請も高

まりつつある中、国立公園などの優れた自然環境の中で、子どもたち

あるいは親子が、様々な自然体験を通じて自然とふれあい、自然

から学ぶ機会を提供していくことにより、「心の教育」の充実を図

ることを目指しています。

具体的内容

平成七年七月の自然環境保全審議会答申は、「自然に包まれ、自然の恵みを受受し得るような環境を保全するとともに、多様な自然とのふれあいの場を確保し、継承

していくことが重要」と指摘し、環境庁では自然環境保全の観点から、自然にふれあう機会を提供する事業を実施してきました。

一方、文部省では、かねてから青少年の健全育成を図る観点から、地域の教育力を生かした環境保全活動やボランティア活動など様々な体験活動事業を推進してきたところであり、自然と人間の共生を図るために自然とのふれあいを重視する環境庁と、ボランティア活動を通して子どもたちの環

境保護への理解を深め、社会貢献の心をはぐくもうという文部省の

思想が一致し、このたびの「共同事業」の実施が実現しました。

事業の実施に先立ち、文部省は環境教育を行う団体に対し、「子どもパークレンジャー運営支援委員会」の設置を委嘱します。この

委員会では、参加希望者向けの準備資料や広報用ポスターを作成したり、参加者に配布する手帳を作成するなど、事業全体の運営に関する事項について企画することと



しています。

環境庁では、全国十一か所の国

立公園などにおいて、パークレン  
ジャーやパークボランティアなど

の協力の下、子どもたちが環境保  
全活動や国立公園利用者に対する

指導啓発活動などに取り組む事業  
を実施します。

## 「子ども長期自然体験村」の設置（農林水産省と連携）

### 趣旨及び背景

子どもは自然体験を通して、自  
然の美しさや神秘性、厳しさなど  
にふれ、感動や驚きを覚えること  
もに、自然や環境への理解を深め  
ます。また、異年齢集団の中で  
自然体験活動により、思いやりや  
自主性、協調性、忍耐力、社会性  
などが養われていきます。一方、  
今日の家庭教育の抱える問題点の  
一つとして、親の子どもに対する  
過干渉が指摘されています。

こうしたことから、平成十年六

月の中央教育審議会の答申では、  
豊かな自然環境の下、一か月程度  
の期間にわたって親と切り離し、  
異年齢の子どもたちが寝食をとも  
にして、自然体験、環境学習、掃  
除や洗濯、農作業などの勤労体験、  
スポーツやレクリエーションなど  
を一緒にしながら暮らせる「長期  
自然体験村」を設置することが提  
唱されています。

やユースホステルなどに長期滞在  
し、自然体験活動、農業体験活動  
などを行う「子ども長期自然体験  
村」事業を平成十一年度から全国  
二十四か所で実施します。

### 具体的内容

#### 事業の委嘱

このため、農林水産省とも連携  
し、夏休みに子どもたちが親から  
離れて自然に恵まれた地域の農家  
から

地域の青少年団体の代表者、農  
家、施設の代表者などによる実行  
委員会の申請により長期自然体験  
村として指定し、自然体験、環境  
学習、農業体験などを行う事業を  
実行委員会に委嘱します。

規模：おおむね二十〜六十人  
参加費：参加者の食費・交通  
費・宿泊費などは、受益者負担  
を原則とします  
宿泊施設：農家やユースホステ  
ルなどの民間宿泊施設などを利  
用します

## 「あぜ道とせせらぎづくり」の推進（農林水産省と連携）

### 趣旨及び背景

全国的に都市化が進み、以前は  
子どもたちの遊び場の一つであっ  
た農地さえ合理化や機械化のため  
に遊び場としての機能を失いつつ  
あるいま、子どもたちが身近な自

然の中で遊ぶ機会が失われていま  
す。平成十年六月の中央教育審議  
会答申でも、大人は、野外で遊ぶ  
楽しさを子どもたちが実感できる  
ような積極的な環境づくりをする  
ことが必要と提言しています。

そこで文部省は、農林水産省と  
の共同事業として、子どもたちが  
農村において自然環境豊かな水路  
などを利用した豊かな遊びの体験  
を行うことができるよう、必要な  
整備や体制づくりを行い、子ども

たちが農村の自然の遊びに親しむ  
とともに、農業に対する理解を深  
めるためのプロジェクトに取り組  
みます。

### 具体的内容

このプロジェクトでは、農業関



東京都品川区で先行実施された商業活動体験

## 商業活動を体験する「子どもインターンシップ」(通商産業省・中小企業庁と連携)

係者、教育関係者、青少年団体関係者、市町村関係者、市民などに

登録申請することを目指しています。

より構成される協議会が、子どもたちの遊び体験の場として利用可能な、または整備可能な農業用水路などの共同調査及び選定を行い、三年間で全国約一千か所を教育関係部局及び農政環境部局に

農林水産省では、子どもたちの遊び体験の場としての利用にも配慮した「あぜ道とせせらぎ」の整備の推進を図るとともに、情報提供のための資料を作成します。また、選定された「あぜ道とせせら

ぎ」については、農林水産省の所管事業を活用して、子どもの体験活動に活用できるよう自然に配慮しつつ、農業用水路などの施設の整備を推進します。

文部省は、子どもたちの遊び体験に適した「あぜ道とせせらぎ」の所在地や、そこで可能な遊びの

情報などを、子どもの遊び・自然体験の場に関する情報の一つとして「子どもセンター」を通じて市民や子どもたちに情報提供するとともに、学習の場としての重要性に関する普及啓発や学習の場としての利用促進を図っていきます。

### 趣旨及び背景

子どもたちの間には、自己卑小感や将来への自信のなさ、冷やかな現実認識などが広がりつつあります。

そこで、地域の商店街などで商業活動の体験の場を提供し、子どもたちが様々な職業にふれることで、夢や希望を抱いて、将来の自己の進路について考えることを手助けしようというのが本事業のねらいです。

### 具体的内容

本事業は、(社)日本PTA全国協議会など、全国規模の青少年・社

会教育関係団体などに事業の実施を委嘱し、地域の商店街で子どもたちに様々な職業体験の機会を提供していくというものです。

この事業の実施には、関係機関団体との連携が欠かせません。通商産業省・中小企業庁は、事業の趣旨に対して深い理解を示し、全国商店街振興組合連合会に積極的な協力を要請しました。また、商店街活性化基金の活用や商店街受入経費の予算化などの検討も進められています。

要請を受けた全国商店街振興組合連合会では、子どもの「心の教



## 「子ども科学・ものづくり教室」の全国展開（科学技術庁と連携）

### 趣旨及び背景

現代の子どもたちは、いろいろな道具を使ってものを作ったり、自然の中で活動したりといった体験が不足しているといわれています。また、子どもたちの理工分野への興味や関心が薄れているといわれています。

これは、現代の子どもたちが、ものづくりや科学の不思議にふれる機会が足りないせいではないかと考えられます。子どもたちがものづくりの体験活動や科学教室などを通じて楽しい時間を過ごすことができるなら、ものをつくる喜びや理工分野への関心が高まるは

ずです。ものづくりの体験や科学教室は、子どもたちに新鮮な喜びを与えるものであり、心の教育にとつて極めて有意義なものです。また、子どもたちの科学や理工分野への興味・関心を高めるためにも大切なものとなります。

### 具体的内容

このため、全国各地の子どもたちにとって身近な場所で科学教室やものづくりの体験ができる環境を整えることが重要な課題となっています。

以上のことから、文部省では、「子ども科学・ものづくり教室」

育」に資することはもちろん、商店街の振興、更には地域社会の活性化にも貢献できるものとして、全国の商店街に対して積極的な協力を要請しました。

このように、非常に積極的な支援を得ることができた中、今年二月と三月には、東京都内の小学校と中学校のPTA各一団体が、それぞれ地元二つの商店街で先行実施に取り組みました。この先行実施は、PTAとしても全国で事業展開を図りたいという意欲が示されたこと、また、一方の受入商店街からも、まずは実際にやつ

てみて、そこから問題点があればそれを洗い出し、対応策を検討していくといった非常に積極的な姿勢が示されたことで実施可能となりました。

この先行実施の目的は、単に商店街でどのような活動が可能なのかという事例だけではなく、取組に際して、どのような事前の措置が必要なのか、また留意すべき事項は何なのかなど、事業の企画から実施に至るまでに必要な検討事項などをまとめ、それによって、全国に普及していくこととするものです。

「援事業」を全国で展開すること

うなものが考えられます。

しています。この事業は、学校が

身近な自然の中で行う科学に関

休みの土曜日を中心に、全国の公

身回りの材料を使った物理の

民館や教室開放を行っている学校

実験や化学反応実験

の施設、博物館、科学館などで市

地元の企業との協力による機械

町村が行う科学教室やものづくり

の製造実験や材料試験実験

教室を支援する事業です。

自然の原理が分かるようなおも

同事業を展開するに当たって

ちやづくり

は、子どもたちが意欲を持って積

地元の産業との協力による身近

極的に取り組めるようなものにす

な素材を使った道具づくり

るため、地域にある産業や企業な

昔の道具を使った伝統工芸品つ

どの協力を得たり、身近な自然な

くり

どを生かした事業を企画すること

地域の遺跡の発掘体験と土器つ

が大切です。

くり

事業の具体的な内容は、次のよ

## 見て、さわって、おもしろ体験 親しむ博物館づくり事業

### 趣旨及び背景

博物館は世の中の様々な事柄に

り返し何度も訪れたいと思えるよ

ついて、大人から子どもまで楽し

うな博物館が、必ずしも多くない

く遊びながら学べる施設として大

ともいわれています。

切な役割を果たすことが期待され

にするには、人々が博物館に望ん

ています。しかし現実には、博物

ているものは何かを的確にとら

館の中にはそのような役割を果た

え、博物館がこういったニーズに

この事業が成功するかどうかが、指導者にかかっています。博物館の学芸員や学校教員、伝統工芸の継承に携わる職人さんや企業の技術者、大工さんやパン屋さん、歴史研究者や芸術家、農業や漁業といった分野に携わる人など、それぞれの地域において活躍されている幅広い分野の人々に指導者となっていただくよう働きかけることが大切です。

施設、地域の自然環境を利用して野外で実施すること、工場や商店などいろいろいるな場所で行うことも重要です。

さらに、この事業は国立科学博物館や国立オリンピック記念青少年総合センターが開発する「科学・ものづくりプログラム」を活用したり、文部省だけでなく、科学技術庁や科学技術振興財団が実施している「実験・ものづくりプログラムの開発」や「サイエンスレンジャー」の協力を得るなどして、事業を魅力あるものとすることができますようになっています。

いった五感を使った活動（ハンズ・オン）を取り入れ、人々の感性に訴えるような活動に取り組むことが重要なポイントとなります。また、大人と子どもが一緒に参加できる行事を企画したり、学校の授業の一部に博物館を利用することも大切です。



化石を含んだ地層のモデルにタッチ(写真提供:神奈川県立生命の星・地球博物館)

子どものころから博物館で学んだり、遊んだりすることで、博物館は生涯にわたる親しみやすい楽しい活動の場となるのです。

**具体的内容**

このような活動を博物館で具体的に進めていくために、文部省では「親しむ博物館づくり事業」を

実施することとしています。

この事業は、博物館において、参加体験型、ハンズ・オンなど、子どもたちが楽しく遊びながら博物館を利用できるようにするための展示や教育普及活動などのアイデアを全国の博物館から募集し、優れたものについて実施して

もらうものです。同事業を展開するに当たっては、博物館の特徴や地域の環境など、それぞれの特性を生かして、関係する人が協力しながら事業を企画することが大切です。

事業の対象となる活動は、次のようなものが考えられます。

自分の手で操作したり、さわったり、試したりすることができるといったハンズ・オン手法を取り入れた展示や参加体験型展示の開発

博物館の収蔵品や展示資料などを模写したり、化石や標本のレプリカ(模造品)を作成する活動

機械や道具の仕組みや化学・物理の原理が理解できるように展示や模型の開発と、それらを使った教育普及活動のプログラムの開発・実施

歴史的な場面や外国などを再現して、その中で体験的な活動ができるようなプログラムの開発

学校の授業に使える実験キットや貸出標本セットの開発と、それらを使った学校や公民館などの博物館以外の場所での活動・地域の河川や森林など自然の中での観察会などの実施(アウトリーチ活動)。

# 「家庭教育手帳」「家庭教育ノート」などの配布

## 趣旨及び背景

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的なしつけを行う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。しかし、昨年六月の中央教育審議会答申においても指摘されているように、今日の家庭における教育の問題は座視できない状況になっていきます。

これらの状況を踏まえ、それぞれの親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、厚生省と連携して家庭教育手帳及び家庭教育ノートを作成・配布します。

なお、これに合わせて、乳幼児

健診時や各種学習会などで活用できる家庭教育ビデオも併せて作成・配布します。

## 配布対象及び構成

### 配布対象

家庭教育手帳は、乳幼児を持つ親を対象に、母子健康手帳の交付時、一歳六か月児健診・三歳児健診の実施時、就学時健診の実施時の四つの機会に配布

家庭教育ノートは、小・中学生を持つ親を対象に、各学校を通じて配布（ともに、母子健康手帳と同様A6判サイズ、全七十二ページ）構成

## 解説編

家庭教育手帳、家庭教育ノートとも、中教審答申における家庭への呼びかけをベースに、子育ての「ヒント集」として、家庭教育やしつけの在り方について漫画やイラストを使用して分かりやすく説明しています

## 記録編

家庭教育手帳については、成長の節目ごとに、子どもの様子や親としての思いなどをつづるための記録スペースがあります。

## 情報編

家庭教育手帳、家庭教育ノートとも、巻末に各都道府県ごとに子

育てやしつけに役立つ情報、相談の窓口などの情報ページがあります。より身近な情報については、各市町村ごとに情報カードのようなものを作成し、併せて配布することが望まれます。

## 家庭教育ビデオ

このほか、乳幼児健診時や各種学習会の場で活用できるような家庭教育ビデオも作成しています。テーマは「父親の参加」「しつけ」「子どもをゆつくりゆつたり育てる」の三つで、それぞれ十五分程度です。元大関のSONSHEINさん、スキーの原田雅彦さん、作家の鈴木光司さんなどが登場します。

# 「家庭教育二十四時間電話相談 子育てホットライン」の全国配置

## 趣旨及び背景

今日の都市化や核家族化の進展、地縁的人間関係の希薄化などに伴い、子育てについて相談したり助け合ったりすることが困難な

状況になっていきます。そのような

状況の中、平成十年六月の中央教育審議会答申では、「いつでも気軽に悩みを相談し、必要な助言が得られる体制をつくることが重要

である。特に、電話、電子メール、

インターネットなどを利用して、二十四時間子育ての相談に対応できる体制を、関係機関の連携の下、ボランティアの協力も得ながら作

り上げていくことが望まれる」と提言しています。

文部省では、これまで「家庭教育力カウンセラー」を活用して、家庭教育に関する悩みや不安を抱く



## 子ども二十四時間電話相談調査研究委託事業

### 趣旨及び背景

ゆとりのない生活や家庭・地域  
社会の教育力の低下が指摘される  
中で、子どもたちはいじめや性の  
問題、自分の生き方や家族・友人  
関係などの様々な悩みを抱えなが  
ら、一人で悩んでいることが少な  
くありません。

そこで文部省は、子どもたちの  
悩みに適切にこたえる相談活動の  
充実を図るために、子どもたちが  
電話などにより、二十四時間気軽  
に悩みを相談できる体制の在り方  
について実践的な調査研究に取り  
組む事業を三年間で全都道府県に

親の相談に応じる事業などを実施  
しています。また、「家庭教育子  
育て支援推進事業」において、都  
道府県などが行う家庭教育に関す  
る電話相談などに要する経費の一  
部を補助していますが、その多く  
の場合、週に五日間程度、一日当  
たり八時間程度で、その開設時間

帯はおおむね九時ないし十時から  
十七時までで、十七時以降開設し  
ている一部の県でも、遅くとも二  
十一時までには相談受付を終了し  
ている状況にあります。

### 具体的内容

より効果的な家庭教育電話相談  
を実施するためには、一日の家事

や仕事を終えた後、あるいは、夜  
間、精神的に不安定になるような  
場合の相談にも柔軟に対応できる  
ような体制の整備を図ることが重  
要です。

このため、平成十一年度から三  
か年計画で、電話やファクシミリ  
の活用方法や相談員の配置、相談

内容の引き継ぎなど、実際に体制  
を整備するに当たって生じると考  
えられる問題点・留意点などを明  
らかにし、現在の電話相談の開設  
時間帯を夜間、深夜にも広げ、よ  
り効果的な二十四時間相談体制を  
整備していくための調査研究を都  
道府県に委託します。

委託することを目指しています。

### 具体的内容

本事業の委託を受ける都道府県  
は、電話相談を実施する機関・団  
体の代表者及び相談員、臨床心理  
士・カウンセラー・弁護士などの  
専門家などで構成する連絡協議会  
を組織し、適宜、研究協議や情報  
交換を行いながら事業を推進し

ます。また、二十四時間体制の電  
話相談事業に取り組みながら、次  
のような事項について調査研究を  
進めます。

電話相談事業実施体制の在り方  
についての研究

・相談員を選考・登録するシステ  
ム及び相談員養成研修の内容等  
についての研究

・相談員の安全確保の方策につい  
ての研究

・休日や夜間まで拡充しての電話  
相談事業について、住民にPR  
するための広報活動の在り方に  
ついての研究

・相談件数・内容などの調査・  
分析

・平日と休日、昼間と夜間におい  
て、相談内容や相談件数にどの  
ような傾向があるかを調査・

分析

・相談内容や相談件数にどの  
ような傾向があるかを調査・

分析

### 分析

・相談員を配置しない時間帯にお  
ける相談事への対応方策につい  
ての検討

など

相談に対する対応の在り方に  
いての研究

・相談者の信頼を得るため、相談  
員が留意すべき事柄や態度、  
対応の在り方などについての

### 検討

・自殺予告・犯罪への関与など緊  
急性の高い問題に対する対応の  
在り方についての研究など

（文部省）